

減 災 対 策 推 進 特 別 委 員 会 記 録
【 速 報 版 】

令和8年8月25日開会

速報版

- ・ この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・ 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午後2時00分

◎ 開会宣告

- 高橋正治委員長 これより委員会を開会いたします。

◎ 調査・研究テーマ「大規模街区火災及び富士山噴火等への備えと地域防災力強化」について

- 高橋正治委員長 それでは、議題に入ります。

調査・研究テーマ「大規模街区火災及び富士山噴火等への備えと地域防災力強化」についてを議題に供します。

本日は、前回の委員会で決定していただいた調査・研究テーマについて議論を深めるため、都市整備局から本市における大規模街区火災への備え及び地域防災力強化へ向けた取組を御説明いただき、この後、防災・危機管理統括本部から富士山噴火等への備え及び災害時の情報発信に関する取組について御説明をいただきたいと考えております。

また、関係局といたしまして、資源循環局、下水道河川局、道路・交通政策局、消防局及び水道局の関係職員に御出席をいただいております。

それでは、都市整備局より順に説明をお願いいたします。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

- 村上都市整備局防災まちづくり推進室長 それでは、本市における大規模街区火災及び富士山噴火等への備えと地域防災力の強化について、お手元の資料に沿って御説明いたします。

次ページを御覧ください。

1、大規模街区火災への備え及び地域防災力強化に向けた取組について御説明いたします。

次ページを御覧ください。

まず、横浜市の地震火災対策についてです。

なお、本市の大規模街区火災への対策は、特に被害が甚大になると予想される地震火災への対策を中心にして取り組んでおりますので、その内容について御説明いたします。

次ページを御覧ください。

地震時に発生する火災の特性について触れます。

通常の火災と異なる点は、まず、資料左側の写真のように同時多発的に発生することです。その原因は電気によるものが多く、阪神淡路大震災や東日本大震災で発生した火災のうち、原因が確認できたものについては資料右上のとおり、電気火災が6割以上を占めていたと報告されています。

地震火災発生直後だけでなく、一度停電した電気が復旧した際にも傷ついた配線などから同時に火災が発生します。また、資料右下の写真のように、火災や建物倒壊により通行困難となるだけでなく、避難や救助、消火も困難となります。

次ページを御覧ください。

平成26年、密集市街地における地震火災リスクを低減するため、横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針を策定しました。その後、令和5年度に横浜市密集市街地における地震火災対策計画を策定しました。

大地震における焼失棟数半減に向けた目標や建築物不燃化、地域の防災まちづくり活動の支援等の取組を位置づけた本計画では、対象地域のうち火災による被害が特に大きいと想定される地域を重点対策地域とし、対象地域のうち重点対策地域を除いた地域を対策地域としました。資料右側の市域図ではオレンジ色の部分が重点対策地域、緑色の部分が対策地域となります。

次ページを御覧ください。

これは横浜の都心部を上空から見た写真です。黄色で囲ってあるエリアが西区の重点対策地域を含んだ密集市街地です。

次ページを御覧ください。

市内の密集市街地の様子です。建物が密であるとともに道路の幅も狭くなっています。

資料左上の写真に写っている道は階段状になっていますが、横浜市の特性として起伏が激しい地域にも密集市街地が広がっており、対策を難しくする一つの要因となっています。

次ページを御覧ください。

大地震による大規模街区火災が発生した場合の消火体制に係る取組について御説明いたします。

資料右側を御覧ください。

初期消火器具の整備支援として、地域の方々が消火活動を行う初期消火器具の設置、更新費用に対する補助金を交付するとともに、年1回以上の訓練を実施していただけるよう消防署が支援しています。

また、消防団の充実強化として、延焼火災防止に向けて消防署との連携訓練を推進するとともに、器具置場や積載車の整備を行うなど、消防団員の活動環境の充実に取り組んでいます。

資料右側を御覧ください。

消防水利の確保として、大地震による消火栓が使用できなくなる事態に備え、防火水槽の整備を進めるとともに、消火用水を搬送できる大型水槽車の整備を進めています。

次に、情報収集体制の強化として、各消防署へのドローンの配備を進めるとともに、消防ヘリコプターを活用した上空からの情報収集を行うなど、被害状況の迅速かつ的確に把握できる体制を強化しています。

また、車両、資機材の整備として非常用消防自動車の充足を図るほか、無人でも放水できる放水銃、大量に送水できる口径の大きなホースなどの資機材を整備しています。

さらに、大規模な街区火災に備えた消火戦術として、災害規模に応じて消防隊を集中的に配備するとともに、同時多発的に火災が発生した場合には、住宅密集地域等の消火活動を優先することとしております。

次ページを御覧ください。

次に、密集市街地における主な施策を御説明いたします。

次ページを御覧ください。

密集市街地における主な施策は、地震火災対策計画のほか横浜市地震防災戦略に基づいて行っています。地震火災対策計画では具体的な5つの取組を挙げており、資料赤枠内、取組2、延焼危険性の改善、取組3、逃げやすさの向上を中心に、ハード施策、ソフト施策の両輪で様々な施策を実施している。

なお、赤枠内の丸数字は次ページ以降の資料の丸数字に対応しております。

次ページを御覧ください。

こちらは主な施策内容をまとめた広報リーフレットです。

左上から左下に向けて、避難ルートの確認、感震ブレーカー設置等による通電火災対策、老朽化建物解体、

建て替え。次に、右上から右下に向けて、不燃化強化路線での狹隘道路の拡幅、初期消火器具の設置、公園や広場の整備、道路による延焼遮断帯の形成などです。関係局に加え、区とも連携しながら取り組んでいます。

次ページを御覧ください。

ここからは個別の取組の内容について御説明いたします。

感震ブレーカー等の設置・取付支援についてですが、重点対策地域では器具代の全額補助を行っており、対策地域やその他の地域では一部負担しています。またあわせて、家具転倒防止器具の設置・取付支援も行っております。

次ページを御覧ください。

建築物の不燃化についてです。

本市では、重点対策地域を不燃化推進条例で不燃化推進地域として指定し、防火規制の強化規定を平成27年度から開始しています。不燃化推進地域内においては、原則として全ての建築物の耐火建築物、準耐火建築物、またはこれらと同等以上の消防性能を確保することができる建物のいずれかとすることを義務づけています。

資料の図を御覧ください。

通常の建築基準法では、個人住宅など規模の小さい建物は防火構造基準で建てることができるのですが、本市では条例により、不燃化推進地域内では個人住宅等も含め、準耐火建築物と同等以上の性能にしなければ建てられません。

次ページを御覧ください。

建築物不燃化推進事業補助についてです。

重点対策地域と一部の対策地域において、老朽建物の除去や耐震性の高い建築物の新築工事を行った場合、各最大150万円の補助を実施しています。これにより防火規制とともに燃え広がりを防ぐ取組を推進しております。

次ページを御覧ください。

延焼遮断帯の形成についてです。

地震火災対策重点路線として、延焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、沿道の建築物の不燃化促進を図り、延焼遮断帯を形成することで延焼被害の軽減を図ります。

資料左側の図は金沢区の泥亀釜利谷線の例です。例えば地図南側の範囲で火災が発生し、燃え広がった場合、整備前は北側の範囲まで延焼拡大してしまう状況ですが、延焼遮断帯が完成すると一度に延焼する範囲が分断され、北側の範囲への燃え広がりを防ぐことができます。

次ページを御覧ください。

防災型公園の整備についてです。

地域まちづくり推進条例に基づく防災まちづくり協議会がある地域において、地域の意見を反映し、既存の公園を防災型公園に改修整備をしており、例えば防災備品の収納ベンチや災害用トイレ、災害時の雨風をしのぐ防災パーゴラなどを整備する取組を行っています。

次ページを御覧ください。

狭あい道路の拡幅整備についてです。

緊急車両の通行が困難な狭い道路を拡幅することにより、消防活動の円滑化や避難の迅速化を図ります。建て替え等による自主的なセットバックが行われている箇所などのうち、避難に有効な経路について沿道住民の方の協力を得て拡幅する整備も行っています。

次ページを御覧ください。

次に、地域防災力強化に向けた取組について御説明します。

なお、消防局関連の取組については説明が重複しますので省略します。

次ページを御覧ください。

身近なまちの防災施設整備事業補助では、自治会、町内会などが行う防災施設の整備等に対する補助を行っています。メニューの中では、まちの避難経路行き止まり改善として行き止まりに扉を設置し避難経路を確保すること、まちの防災広場整備として災害時に地域防災の活動の場となる広場を整備すること、町の防災設備設置として防災倉庫や防災井戸、避難看板を設置することなどがあります。

次ページを御覧ください。

こちらは補助金を活用して地域主体で整備した事例です。

資料左上の写真は行き止まり解消のために民地のフェンスに扉を設置した事例や、資料中央上の写真は生活用水確保のため防災用井戸のポンプを整備した事例、資料右側の写真は空き家を除去して広場を整備してもらい、市がその土地を無償で借り受けて地域で管理してもらう協定を締結した防災広場の整備事例です。

次ページを御覧ください。

防災まちづくり活動の活性化です。

活動の登録をしていただいた団体において、初めは資料左上の写真のとおり、まち歩きなどにより地域の情報を共有した後、資料右側の防災まちづくり計画の策定、防災まちづくりの実践に移り、まちの防災上の課題について改善を図っていきます。本市は資料左下のとおり、地域が行う防災まちづくり活動に対してまちづくりの専門家の派遣や活動費用を支給するなど、積極的に支援しています。

次ページを御覧ください。

最後に、自治会、町内会へ個人、家庭向けに配布している地震火災対策の支援メニュー一覧のチラシを参考に添付しています。

大規模街区火災への備え及び地域防災力強化に向けた取組についての御説明は以上となります。

続いて、防災・危機管理統括本部より、富士山噴火等への備えについて及び災害時の情報発信についてを御説明いたします。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** それでは、本市における大規模街区火災及び富士山噴火等への備えと地域防災力強化について、お手元の資料に沿って御説明をいたします。

お手元の資料24ページを御覧ください。

続いて、富士山噴火等への備えについて御説明いたします。

こちらのパートでは、赤く色づけした箇所及び赤枠部分を中心に御説明します。

次ページを御覧ください。

まず、火山について御説明いたします。

日本には111の活火山があり、そのうち51火山に対して中長期的な噴火の可能性や社会的影響を踏まえ、監視・観測体制を充実させています。気象庁では、火山監視警報センターにおいて24時間体制で監視を行い、

火山活動の変化を常時把握しています。

次ページを御覧ください。

火山災害の主な種類としては、溶岩流、火砕流、火山砕屑物があり、火山砕屑物は大きさで火山岩塊、火山れき、火山灰という分類になっております。

次のページを御覧ください。

こちらは火山灰の特徴についてまとめたものです。火山灰は徐々に積もること、触れても危険性は低いこと、除去しない限りなくなること、雨により固まることなどの特徴がございます。

次のページを御覧ください。

こちらは有史以降の富士山噴火の状況をまとめたものになります。富士山は781年から繰り返し噴火しており、特に1707年の宝永噴火は大規模な噴火として知られています。当時はその日のうちに江戸まで大量の火山灰が到達したという記録が残っております。

次ページを御覧ください。

こちらは多くの死者、行方不明者が出た火山噴火の状況をまとめたものになります。1926年の十勝岳から記憶に新しい2014年の御嶽山まで、ここ100年で6つの事例が挙げられております。

次のページを御覧ください。

こちらは三宅島の噴火の写真になります。2000年6月末から火山活動が活発化した三宅島では、9月2日に全島民への避難指示が発令され、9月4日までに避難が完了しました。その後、避難指示が解除されたのは2005年の2月1日で、避難指示の解除まで4年以上かかった噴火として記憶に残っております。

次のページを御覧ください。

火山の防災情報として噴火警報があります。噴火警報とは、噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表する情報になります。富士山など噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表されることになります。

次のページを御覧ください。

噴火警戒レベル等に伴う本市の対応についてです。警戒体制は富士山の噴火警戒レベル3、警戒本部は噴火警戒レベル4で、災害対策本部は噴火警戒レベル5で設置することとしております。

次のページを御覧ください。

火山防災情報として、気象庁は噴火警報のほか噴火速報及び降灰予報を発表します。噴火速報は登山者や周辺の住民に対して噴火の発生を知らせる情報であり、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表するものです。

降灰予報については、火山灰の降る量に応じた適切な防災対応を取るための降灰量及び範囲等の予測情報で、定時、速報、詳細の3種類の降灰予報を市町村単位で発表することとなっております。

次のページを御覧ください。

また、現在気象庁では、広域に降り積もる火山灰対策に資する火山灰予防情報のあり方が令和7年4月に取りまとめられ、今後火山灰に関する情報改善の実現に向け、詳細な検討を進めていくこととしています。

次ページを御覧ください。

次に、横浜市防災計画について御説明いたします。

横浜市防災計画は、災害対策基本法に基づき、市及び防災関係機関が災害に対処するための基本的かつ総合的な計画です。本市が行うべき具体的対策を予防、応急、復旧・復興の時系列で記載しており、地震、津波、風水害、火山災害、都市災害を主に想定しております。

次ページを御覧ください。

次に、本市に関わる火山についてです。本市に近い活火山としては、図に示すとおり箱根山と富士山が該当し、本市の影響としては富士山の大噴火による火山灰の降下による影響が大きいと予測されています。

次ページを御覧ください。

想定する災害規模及び被害についてです。横浜市防災計画では、これまで富士山で発生した最大規模の噴火を想定しております。現時点では、市域は活動火山対策特別措置法に規定する火山災害警戒地域及び準警戒地域には含まれておりません。

次ページを御覧ください。

こちらは富士山降灰可能性マップとなります。富士山においては、先ほど申し上げた1707年の宝永噴火と同程度の噴火が起きた場合、本市付近で10センチ前後の火山灰が堆積する可能性があります。

次ページを御覧ください。

予防対策について御説明いたします。

本市では、国・県・市及び防災関係機関等が連携して市民の安全、生活、経済活動等に及ぼす影響を軽減するため、降灰対策等について検討を進めることとしています。検討に当たっては、県・横浜・川崎・相模原危機管理対策推進協議会、九都県市地震防災・危機管理対策部会等の場も活用しております。また、市は民間団体等と火山降灰時における応急復旧業務に関する協定等の締結を推進することとしております。

次ページを御覧ください。

さらに、市は火山灰の処分方法について関係機関と検討を行うことや市内での処分場選定を行うとともに、広域的な処分について国及び県との協議を進めることとしています。また、火山灰の海洋投棄について必要な法整備を行うよう国に働きかけることとしております。

次ページを御覧ください。

民間団体との協定の例としましては、具体的には道路清掃事業協同組合や建設業協会との協定を締結しております。

国への働きかけについては、大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の最終処分について、自治体や関係機関等の意見も尊重しながら海上投棄を可能とするなどの法的整備等を早急に行うこと、また処分等の費用について、活火山法等において自治体の負担軽減策を位置づけることなどを九都県市共同で国へ要望を行っております。

次ページを御覧ください。

市は市民及び事業者等に対し、火山災害についての正しい理解が進むよう、火山災害に関する情報の提供や降灰等から身を守る手段等についての普及啓発に努めることとしています。普及啓発につきましては市ホームページにおいて、火山灰による影響や火山に関する情報などを掲載し、火山災害に関する正しい知識と備えについて情報発信を行っております。

次ページを御覧ください。

さらに、普及啓発の取組では、防災啓発冊子防災よこはまに火山災害への備えについて掲載し、降灰に

よって考えられる主な影響、あるいは降灰に備えた準備、降灰があった場合に取りべき行動などについて説明しています。

次ページを御覧ください。

続いて、応急対策について御説明いたします。

道路の応急対策では、除灰作業の優先順位は原則として緊急交通路・緊急輸送路、2番目に災害応急対策に必要となる施設に接続する道路、3として交通量が多い道路等、市民生活の早期安定のため市本部長が必要と認める道路としています。

また、市は協定等に基づき道路清掃事業者及び建設事業者に除灰作業への協力を要請すること、必要に応じて他都市に対して相互応援協定等に基づく人員及び資機材の応援を要請することを定めております。

次ページを御覧ください。

水道の応急対策について、市は水道水の水質及び供給を維持するために必要な措置を講ずることとしています。また、浄水施設においては原水水質に応じた処理及び必要な措置、降灰被害軽減のための施設への覆いの設置、機器損傷を防ぐための除灰作業、処理能力低下等の被害発生時における他系統からのバックアップによる対応等を行うよう定めています。

下水道の応急対策について、市は降灰時においても水処理機能、雨水排水機能を維持するために必要な措置を講ずることとしています。管渠内に降灰が流入し、詰まりが生じた場合は、清掃等の必要な措置を講ずるようにも定めております。

次ページを御覧ください。

次に、宅地等の降灰対策についてです。宅地等における降灰の除去、障害の軽減は原則として所有または管理等を行う者が自ら実施し、除去した降灰は市が指定する宅地内降灰指定置場に集積することとしています。

火山灰の収集、市が指定する集積場所等までの運搬は、原則として土地の所有者または管理者が行い、集積場所等への運搬開始の時期は市が道路除灰状況等を勘案して指示することとしています。

次ページを御覧ください。

健康被害への対策としては、目及び呼吸器の保護などを市民等へ広報します。主な広報事項は、ゴーグル、マスクの着用など、または外出をなるべく控えること、帰宅時のうがい、手洗い、洗顔等、火山灰が目に入った場合は流水で流すことなどとしています。

次ページを御覧ください。

施設管理者等の対策について、児童・生徒の安全を確保すると定めており、市は市域において降灰予報が発表された場合は原則として休校とします。降灰予報の発表時刻に応じ、児童・生徒の登校前の臨時休校措置を取る、または登校している児童・生徒について保護者への引渡し等により安全に下校させるものとしております。

次ページを御覧ください。

次に、国の検討状況について御説明いたします。

令和7年3月に内閣府が首都圏における広域降灰対策ガイドラインを定めました。こちらのガイドラインは、できる限り降灰域内にとどまって自宅等で生活を継続することを広域降灰対策の基本方針として掲げ、国、地方公共団体、関係機関等が各地域における降灰対策を検討するに当たっての参考となるよう、その考

えや留意点を取りまとめたものになります。

次ページを御覧ください。

こちらは首都圏における広域降灰対策ガイドラインのモデルケースの降灰分布です。神奈川県と東京都が降灰分布の中心となる風向きのケースの場合、本市では大半が2センチから8センチ程度の降灰分布に該当し、一部8センチ以上に該当する場所もあることが分かります。実際の噴火時には風向、噴火の規模及び継続時間等により降灰の状況は変わることが理解していることが重要です。

次ページを御覧ください。

こちらはステージに応じた被害の様相と広域降灰対策の基本的な考え方をまとめたものになります。広域降灰対策ガイドラインでは、降灰量に応じた被害をステージ1からステージ4まで、被害の様相を4つのステージに区分しています。降灰量の増加に応じて被害が拡大するため、ステージごとに必要な対策や対応方針が整理されています。

表の中ほどを御覧いただきますと、横浜市で想定されるステージ1からステージ3においては自宅等で生活を継続することを基本としています。また、表の下部に記載のとおり、ステージ2及びステージ3ではライフラインの復旧の維持などを最優先に取り組むこととされております。

次ページを御覧ください。

最新の国の動向について御説明いたします。

内閣府と東京都は、共同で首都圏における広域降灰対策具体化協議会を開催し、東京都をモデルケースとして富士山噴火時の降灰分布や影響に関するシミュレーションに基づき、災害リスク評価として関係機関が連携して広域降灰対策の具体化を推進するための協議を行うことを目的に、令和8年3月に発足しました。協議会の下にワーキンググループが3つ設置され、富士山噴火を想定した具体的な対策の検討を始めたところです。

次ページを御覧ください。

具体化協議会における今後の協議の進め方として、今後各ワーキンググループでの協議内容を次回以降の協議会で共有することとなっており、本市においても首都圏における広域降灰対策具体化協議会の動向を踏まえながら、火山災害対策の具体的な検討を行っていきます。

富士山噴火等への備えについての御説明は以上となります。

次ページを御覧ください。

次に、災害時の情報発信について御説明いたします。

次ページを御覧ください。

まず、広報の実施体制についてです。

大規模災害発生時においては、資料記載の体制により広報を実施します。

次に、広報媒体、次ページを御覧ください。

市災害対策本部において、資料記載のとおり様々な媒体により災害時広報を実施しています。

次ページを御覧ください。

最後に、火山災害時における広報内容についてです。

火山災害発生時は被害の拡大防止、市民生活の早期安定を図るため、資料記載の広報を行います。特に⑨火山災害時に関する広報については、火山灰の特性及び注意事項、降灰による健康被害防止に関する事項、

噴火警戒レベルに応じた噴火の状況、安全情報等の提供、降灰に関する事項等について行います。

災害時の情報発信についての御説明は以上となります。

これで当局からの御説明は以上となります。

- **高橋正治委員長** 説明が終わりましたので、委員の皆様から御意見また御質問等をお願いします。
- **井上さくら委員** かなり多岐にわたるもので、どこからどうお聞きしようかと思うぐらいなのですが、ちょうど最後にありました情報発信のところは、どの災害においても共通するところだと思うので、この富士山等の噴火のところで御説明いただいたのですけれども、情報発信のところをちょっと伺います。

今日御説明いただいた資料の55ページでは、大規模災害発生時においては次の体制でと書かれていますけれども、大規模という、どの程度なのかというところもあるのですけれども、最近非常に、先日も大雨もありましたし、大規模ってその範囲が横浜市全域等はいかなくても、局所的であっても非常に影響の出るタイプの災害というのが割と頻発している印象があります。

そのときに、現状ではこの広報・報道チームの設定というのは、どの段階になると通常とは違うチームを組んでやっているのか。その場合、何か違う形での情報発信というのがなされているのか、その辺をちょっと御説明いただきたいです。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** まず、防災計画、災害対策本部を立てるとするのは、それぞれトリガーが決まっています。地震であればその地震の震度ですとか、あとは風水害であれば防災気象情報の発出、そういったものがあるのです。

委員おっしゃるように局所的だったり、あるいはそういうことのおそれはあるんだけれども、まだその段階にないようなときの情報発信というのは、常にうちの統括本部内の緊急対策課を中心とした情報発信チームによってきめ細かく、先ほど例示にしたような広報媒体を通じて注意喚起も含めて、要は警戒レベルの身の安全を図るような警報だけに限らず、それを迎えるに当たっての心構えとか、日頃の準備とかいったことも含めて情報発信しているというのが実態になります。

- **井上さくら委員** そうすると、今この55ページに書かれているのは災害対策本部が設定された場合にはチームをつくってやると。それ以外は通常の体制でやっているんだということですね。

最近で言うと災害対策本部を立てたのがいつなのかということと、もう一つは、通常とはいっても局所的に全く平時とは違う、ありますよね。この間も大雨、危険情報の警戒情報とか、それから地区によっては避難指示というのが出たりということもありました。そういうときには全く平時と同じ体制なのか。私は少し、やはり災害対策本部というのが立たない、次のレベルのところでの情報発信をもうちょっと充実させてほしいと思うのです。その辺ちょっと考え方がありましたらお願いします。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** まず、災害対策本部が設置されたことはあるのかについてですけれども、現行の防災計画になってからは、幸いにも横浜市で災害対策本部が立ったことはございません。

ただ、その前の段階として警戒本部体制とか、その前の本部は立てないまでの段階の体制はつくっておりますので、その言われるような事前の情報発信の充実というのはそちらの体制の中でやっているというのが実態になります。

- **井上さくら委員** だから、そちらの体制というのは、先ほどは災害対策本部だとかいうチームでやりますよと。しかし、そうでないときは平時と同じ体制ですよというお話だったので、そうではなくて局所的、

だから対策本部ではないときにでも、もう少し充実させてほしい。もう少しというのは、例えば多くの方が、ちょっと前だったのですけれども、この市のサイトにアクセスしようとしたら、やっぱり当然といえばそうかもしれないけれども、アクセスが集中して見られなくなってしまうということが起きました。

結局サーバーとかの問題も、ハードの面もあるでしょうし、それから先日の大雨のときも、Xで呼びかけているんだけど、それは気象庁のページにいてくださいとか、そういう形で即時に私は避難すべきなのか、どこがどうなのかというのがなかなかすぐには分かりづらい。その辺の情報発信を、やっぱり平時よりはもうそういうことが起きるわけですから、ハードの面はすぐにやらなければいけないと思うし、緊急警報なんかが出たときには何らかし体制を強化するということはできないのかと思うのです。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** 先ほど私の説明がちょっと足りなかった部分がありまして、今55ページを見ていただくと、こちらのほうは一番右側の対策本部と書いてあるところですが、一番上は市長が対策本部長ということになります。その前は、先ほど私が警戒本部と言ったのは、今でいうと防災・危機管理統括本部長が警戒本部長となる、もうちょっとランクが1段低い体制というのできています。

先ほど私が平時と言ったのは、その警戒本部体制すら立つ前の段階における日常的な注意喚起というのは常にやっておりますということをやったので、その前の段階をもうちょっと充実したほうがいいのではないかという課題感については、今の体制としては警戒本部ということで、日常とは違う、ただ災害対策本部までにはいかないという事象については対応しているということになります。

- **井上さくら委員** ごめんなさい。ちょっとハードの面のアクセス集中対策の問題と、それから発信の分かりやすさとか、自分にとってこれは避難情報と言われても、どこを見ればいいのかとか、もう少しかみ砕いた形の発信はできないのかと思うのです。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** 今回、多くの方が気づいた、もしくは広報の中で御理解いただいているかと思いますが、この5月の末から全国的にですけれども、防災気象情報というのが新しくなりました。例えばレベル分けとその場に合った避難行動とか、黒だとか紫だとか出たりとか、あるいは横浜市の場合は今まで市域全部に出ていたものを南北に分けるように出せるようになりました。

それに合わせて新しい運用を準備していたわけですが、先ほど委員御指摘のとおり、ある一つのサイトに集中させてしまった。情報のさらにこちらを見てくださいという情報が、ちょっと集中させてしまったがゆえにアクセスしづらくなった時間帯があったということも把握しております。それについてはもう今、抜本的な解決というよりは明日にでも起こるかもしれない災害ですので、取りあえず情報が得たいと思うのだけれども得られなくなるような、アクセスできなくなるような事象は解消している状況になります。

ただ、分かりにくさというのはそれぞれ、先ほどいろんな気象庁の情報ですとか、あとは横浜市ですと防災情報ポータルとかにまとまっていますので、避難先の情報とか避難が開設している情報というのにアクセスしやすく、分かりやすく誘導していくというのは、また今後もさらに改善を進めていきたいなと思っています。

- **井上さくら委員** ちょっとなかなかこれ、もっとよくなるのかどうか、ちょっとよく分からない感じが今いたしたので、ぜひさらに抜本的なところではなくて、情報を分散することでアクセス集中を防ぐんだというお話ありましたけれども、恐らくきつともっとアクセス集中すると思います。この間、何で止まったのか忘れてしまったけれども、私も見ようと思ったけれども、ずっとぐるぐる回っていてアクセスで

きないということがやっぱり起きます。だから、そこはちょっとハード面のことも含めて対策してもらいたいと思います。

後ろからいって、ちょっと噴火の話ですね。火山対策、このあたりは確かに、地震とか大雨に比べるとふだんあまり意識しないので、より考えなければいけない分野なんだなということは思います。

昨年、国が新たなガイドラインを設置して、東京都などでシミュレーションなどを始めたということで、特に首都圏で、私たちを含む首都圏での対策がちょっと段階が変わったんだとは思いますが。そうすると、この資料でいうと51、52とかで国のほうで示したものと、それから首都圏の具体化協議会というのがありますが、横浜市においてこの新しい段階というか、国が示した新しい考え方に基づいて降灰対策の計画はいつ頃立てていくのか、それはどういう見通しになるのでしょうか。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** 時期的な見通しというのはまだ内部で検討中ですが、先ほど御報告したように、国もある程度の、こちら記載の地方自治体も含めて検討を進めているという状況ですので、そこら辺を横にらみしながら同時並行的に検討を庁内でも進めていくということで、関係各局、特に今ここで一緒にこの委員会に参画している関係部局との連携を図りながら検討を進めていくということになります。

- **井上さくら委員** いつまではないということですか。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** 国との並行的な検討が必要になりますので、横浜市だけ先行するというのではなく、国での検討を横にらみしながらということなので、スケジュール感的には国と歩調が合ってくるのかなという感覚でおります。

- **井上さくら委員** 確かに全体像に関しては国と、それからやっぱりここに52ページでは、東京都などが中心になって国と東京都でやる首都圏の具体化協議会は神奈川県が入っていると。横浜市は入っていないわけですね。だから、神奈川県とよほど密にやらないと駄目だと思います。

この特別委員会はテーマが違うから、ちょっとしか言わないけれども、特別市とか大都市制度とかで県とあまりいざこざを起こすよりも、大事なのはこういうところだと思うのですよ。むしろより緊密に連携を取りながら、分担とか情報の共有もそうですし、どうしてもこういう広域の問題は相当本当に県とやらないと、横浜市単独ではできないことだと思いますので、そこはぜひちょっと大都市制度の問題はむしろ置いておいて、しっかり県と協議やってください。

それと、全体のところはそうだと、部分的に、例えば火山を降灰対策のことで、昨年国がこういうのを始めたからだと思いますけれども、NHKとかで富士山噴火のシミュレーションのドラマなんかもやって、私も後追いで見ましたけれども、やっぱりちょっと想定していないようなライフラインの途絶みたいな、非常に思っているよりも大きな被害があり得るところを想定しておかなければいけないということがありました。

そうすると、例えば普通の非常用電源は通用しなくなるのではないかと、では全面的に対策するのは難しくて、どうしても必要な拠点病院であるとか、それから横浜市もそうですよね。そういう重要なところだけは例えば電源の強化型にするとか、何かやれるところからはやったほうがいいように思いますけれども、それはどうなのでしょう。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** 委員おっしゃるとおりで、火山灰がどういう影響を都市機能に及ぼすのかというのは、非常に私もNHK見ましたけれども、分かりやすくドラマ化されてい

たり、実験をしたりとかということをしていました。

各部署において必要な電源の確保とか、あとは当然市民の皆様にとっては生活、あるいは横浜では降灰の予測は先ほど御報告したように10センチ程度ということで、家が潰れてしまうような危険ですとか、火山弾が飛んでくるとか、そういうことはないので、なるべく自宅での避難という、先ほどのフェーズに合った形、危険度に応じた形で日常生活を送っていただく。

そんな中で健康被害をなるべく、火山灰というのはこういう危険性があるんだということを我々よく広報して、あとは横浜市の経済が滞らない、あるいは医療というお話もありましたけれども、そういった機能がなるべく低減しないような対策というのは、まずは富士山、火山災害というものがどういうものかということ、我々周知していきながら進めていっていただくよう取り組んでいきたいと思っています。

- **井上さくら委員** あまり具体的なお返事が聞くことができないんだけど、です。網羅的な計画はどうしてもある程度時間がかかると。国もあるし、県もあるしで、そこと並行しながらやると。

だけれども、少なくともピンポイントで取りあえず応急的に必要なことというのを例えば洗い出しておくとか、それだけは着手をする。だからそれは、やっぱり電源は大きいと思うんですね。非常用電源が使えなくなってしまうとなると、いろいろ考えていたことが全部根底から、通信もそもそも発進も情報提供もできないとかということになってしまうわけだから、そのところはまずやるとか、ちょっとそういう、今の検討というのがあまりにも先ほどのスケジュール感もまだ出ないようなことから、その手前の暫定緊急対応でもいいから、そういう計画を立てて、もうここ一、二年でやるとか、そういうことを考えてもらえませんか。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** そういった御意見を踏まえて、検討の加速化も当然必要ですし、私が聞いている範囲では、例えば病院、全ての病院では当然ないのですけれども、ある程度多分災害拠点病院なんかはしっかり自家発電装置なんかはいわゆる屋内、外に露出しない形で灰の影響なくすとか、あとは水道事業とかであれば池とかに灰が入っていかないように覆いをするとか、そういう応急的な対策はもう既に始まっています。交通、物流を確保するための除灰の仕組みというのも先ほど協定などで御紹介したとおりです。

やれることは今やっておりますし、また明らかに国の検討の中でなっていく中で、必要なものについては委員おっしゃるように、しっかり加速化させて進めていきたいと考えております。

- **井上さくら委員** ちょっとほかにもあるのですが、火山のほうの対策はこれぐらいにして、前半の大規模火災のところでちょっと伺います。

重点対策地域と対策地域になっていて、私は鶴見区選出ですので、鶴見区には重点対策地域はないけれども対策地域があるということで、ただ、ややこれが分かりづらいですね。その対策地域という言葉と重点対策地域が入っているかのようでもあり、またメニューが違ったりとかして、当初はまず重点とそれから対策地域ということで分けて、重点のほうをまさに重点的にやってきたと思うのです。少し補助金の対象とかを対策地域にまで広げていただいている分野もあると思いますけれども、より対策地域全体に対してもっと、今まで重点と言ってやってきたところの内容を対策地域全体、あるいは対策地域の周辺とかにまで拡大をするということも必要ではないかと思いますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

- **村上都市整備局防災まちづくり推進室長** まず、対策地域は対象地域とか重点対策地域、対策地域と分かってにくいという御意見だったと思うのですが、やはり平成24年の焼失の予測から今決めていて、少し

仕様が分かりにくいのですけれども、火災の危険度ランクを5段階で分けて、重点対策地域については5段階のうち一番危険のあるところで決めてきたという経緯があります。

それで今、委員が言いました重点対策地域だけでなく対策地域にも広げていけばという話はあると思うのですが、今重点対策地域でもやはり、まだかなり広報とか進めるというのが必要なかなと思っていますので、今のところは重点対策地域を中心に施策を、特に補助みたいな施策は打っていきたいと思います。身近補助みたいに少し広く去年から始めていますけれども、広げられる、補助の種類によって重点対策地域以外の対策地域とか、その他地域にも広げていくということは今後検討できるかなとは思っています。

- **井上さくら委員** そこは恐らくお金の話を中心なのですね。要はお金の話だと思うのですよ。重点対策地域は広報だとか、できている防火の状況が重点対策地域もまだ足りない。それはより周知も必要だし、それから既存建物が建て替わるタイミングでしか防火が強化できないということもあるから、どうしても時間かかると思います。

けれども、対象エリアを広げるということに関しては、そこまで補助金もしっかり出して防火、耐火を進めましょうということだから、はっきり言って時間の問題ではなくてお金の話だと思うのです。だから、それはやっぱり予算の優先順位の問題だと思うので、ぜひそこは全体として、やっぱり大規模火災による死者が最も地震の場合出るのは、大規模火災と横浜市も想定していますので、ぜひ重点地域も含めたメニューというか、対策の強化をしてもらいたいと思います。

あと、ここで1つだけ具体的な施策の中で、今日の資料の20ページに身近なまちの防災施設整備事業補助、これは大変どんどん広げていってもらいたいなと思っているのですけれども、例えばここにある空き家を除却して交流の場としても使える防災広場を整備する、これも大事だと思っています。

今、空き家とか等の土地もやっぱり結構あって、意外と公園が少ないけれども小さい空き家とか小さい空き地ならあるという地区もあります。そういうところが防災広場となれば、それは延焼をとどめる、あるいは火事するときだけではなくても地域防災に資すると思うので、これは強めてもらいたいと思うのですが、現状この身近なまちの防災広場の整備というのは、これまでこの制度を始めて何年で何件できたのでしょうか。

- **村上都市整備局防災まちづくり推進室長** 身近な防災施設の整備の状況ですが、令和8年の4月の時点で3か所になります。中区と西区と金沢区で、整備年度は一番最初の平成30年度、あとは令和2年度、令和4年度という3か所整備をしたという実績になります。
- **井上さくら委員** そうすると、ですから制度が始まって10年ぐらいですか。10年ぐらいで3か所しかできていないのはちょっと少な過ぎると思うのです。私はこの防災広場整備というのは効果もあるし、ニーズもあると思うのです。それなのに、なぜ10年で3か所しかできないのでしょうか。
- **村上都市整備局防災まちづくり推進室長** そうですね。制度できてから3か所という意味では、委員の御指摘のようにあまり多くはないと思っています。

ただ、もともと空き家があったところを広場にすると、やはり土地を持っている方や、あと整備してもその後管理していくという体制を同時にしなければいけないということで、少し地域とその土地のマッチングというのがうまくいなくて、地域では求めているんだけど、あまりそういう適した土地が提供できていないということもあります。

この身近な補助の広場整備については、今の防災まちづくり推進室でも力を入れて広げてやっていかなければ

ればいけないかなと思っております。それで、昨年度から始めていますように、新しく重点地域の中で、そういう地域で活動するグループを、新しくプッシュ型で地域に入って、そういうニーズも捉えながら広場の整備を、空き家を解体して広場にするというのが今延焼を防ぐすごく効果のある取組だと思っていますので、一生懸命取り組んでいきたいなと思います。

- **井上さくら委員** マッチングの問題というお話ありましたけれども、やはりそれぞれのハードルがあるんだと思うんですね。土地をこのスキームですと、土地は固定資産税は非課税するけれども無償であるとかですよね。そのスキームの問題、それから維持を地域の方たちでやってもらえるかどうかとか、10年間はそのままですよとか、やっぱり今のスキームにちょっとハードルが高いところがあるのではないかと思います。

ですので、ぜひマッチングということは手を挙げている人たちもいるわけだから、それぞれの事情とか、どのハードルの部分を取り除いたら可能になるかということをもうちよっときめ細かくやっていただいて、まずは18区に1か所ぐらいはないと、これ10年で3か所しかできていないんだから、まず各区に1個モデル的にやって、それをこういうやり方でできるということで広げていただきたいと思うので、そのスキームの面の見直しも含めて、ぜひ重々お願いいたします。

- **村上都市整備局防災まちづくり推進室長** 委員のほうから御意見いただきましたように、今各1個というよりは、やはり地域に入って今やっている重点地区、もしくは重点対策地域で増やしていくのが効果があると思いますので、言われているとおり、もう少し進むような取組はちゃんと考えていきたいなと思います。

- **井上さくら委員** もう一つだけ。

これは、ここの大規模火災の場合も、恐らく大規模火災が起きれば避難しなければなりません。今までの他都市の事例などを見ても、やっぱり避難生活が長くなる問題とか、今現在も、地震の場合もそうですね。

そうしたときのやはり今いわゆる災害関連死という、災害関連死をどうなくすかというのが結局トータルでの被害の縮小にはやっぱり一番実は大きい。緊急のところもそうなんだけれども、災害関連死が8割、場合によっては9割近く占めるという現状があるとする、この災害関連死をどうやって防ぐかというところをぜひ、これは横断的にいろんな災害を通して考えていただきたいですね。

それはどこの部署が中心になって、やっぱり他都市の災害関連死の分析であるとか、どういう要因が多いのかとか、では取りあえずどういう対策が取れるのかというのは、横浜市全体ではどこが主に分析や調査や対策を考えてくださるのでしょうか。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** まず、どこがという意味においては、我々防災・危機管理統括本部が横浜市の全体の防災・危機管理についてしっかりグリップし、推進していくという期待を持って誕生したという認識を持っておりますので、そういう意味では一義的には当然我々が災害関連死ということについても、正面向いてちゃんと向き合っていくべきところと思います。

ただ、今委員おっしゃったように多岐にわたります。それはもともと持たれていた持病が悪化するケースもありますし、必要な生活支援というのが受けられないということもあります。物資が来なくてというか、日本ではいわゆる飲食物がなくて餓死したという例はないので、災害関連死というのはやっぱり避難所環境が悪かったということもありますし、やっぱりもっと目を向けなければいけないのは横浜市でも推奨して、全国でもしていますけれども、在宅避難というところがしっかりアウトリーチできるような仕組みがあるのかどうか。

それは高齢者であり、障害者であり、そういった施設であり、そういったところに日常住まわれている、

日常暮らしている方に対して災害時にインパクトがあったときに、やっぱり災害要援護者と言われる立場の弱い方にどうしても強いインパクトが行くという結果が災害関連死だと理解しておりますので、それは一義的には我々が統括してやっていきたいと思えますけれども、それぞれ責任所管において日常の支えが非常時の支えになる、つながりになりますので、そここのところに平時からのアプローチということも含めて考えていかなければいけないと思っております。

- **井上さくら委員** それはですからやっぱり、統括が期待されているとおっしゃったけれども、まさにそうなんだけれども、恐らく物すごくいろんな部局にわたることだし、区役所なども十分一緒にやらなければいけないことなので、それこそ庁内で横断的にチームをつくって検討してもらいたいと思います。

今あった在宅避難のことですけれども、横浜市も推奨しています。そうすると、在宅避難の方たちのデータをどうやってちゃんと押さえるかというか、今まさに熊本の場合もそうですけれども、避難所の方もそうだけれども、車中泊とか、そういう方たちが結局実は支援からこぼれてしまうということに直面していると思います。そういった在宅を含めた避難所の方たちの、やっぱりデータをちゃんと横浜市が把握できるかどうかということについて、どういう検討をしているか、その辺の見通しをちょっと伺います。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** 今まさにそういったいろんな多様な避難ということに対して、どう横浜市として把握していき、必要な情報をお届けできるのかというのは非常に大きなキーになってきます。そういった中では、やはり防災DXといったような取組の中で、やはりシステム、データ活用という中でしっかりと情報を把握し、また必要な情報をお届けするという仕組みを今構築しております。

その構築に当たっても、これも先ほどの火山のお話ではないのですけれども、横浜だけがガラパゴス的に先進的に取り組むということは、過去そういったシステムの中で目の目を見なかったり活用されなかった例も過去全国にありますので、今しっかりと国がそういった仕組みを検討し、それに合わせて神奈川県もやっていますので、そういった構築される仕組みにちゃんとアジャストできるような仕組みというものも検討していくということで、今実際に進めているところでございます。

- **井上さくら委員** ちょっとそのシステムのまだ途中なんだと思いますけれども、どんな検討しているのかなと思ってちょっと資料を頂きました。そうしたら物すごく膨大な、もう最初から最後の証明書とか、補償の給付とかというところまで含めたようなシステムを、少なくとも昨年度の検討ではやっているようで、ちょっとあまりにも膨大過ぎて、それだと何年かかるんだろう、そして本当に動くんだろうかという感じがします。

なのでうちちょっと、確かに国とかの動向と、そことマッチングとおっしゃるけれども、よりローカルで、でも例えば市民のほうが直接アクセスして、自分はここにいますよ、こういう状態ですよということがアクセスできるようなところをつくとか、何か膨大なものを何年もかけてやるというよりは、早急にローカルで使えるようなものも考えてもらいたいと思います。意見で申し上げておきます。

- **みわ智恵美委員** 今日初めて説明を伺ったので、いろいろ何か前から分かっていることなどもあるかもしれないのですが、ちょっと個別のことでも伺いたいと思います。

最初に、20ページに防災用井戸というのが最初のところにありました。これを非常に重点的に防災用井戸のポンプ整備ということで、身近なまちの防災施設整備事業補助で掲げているのですけれども、この防災用井戸は役割、どのぐらいの役割を考えてされているのか。飲み水のことも考えるなら衛生の問題もあるし、ちょっとこれはまちの防災施設整備ということでちょっと伺いたいと思いました。

○ **村上都市整備局防災まちづくり推進室長** 防災井戸については身近な補助のメニューの一つになっております。今、委員がおっしゃっている飲み水になるかという意味では、飲み水には適していないと思われます。では何に使うのかということであるのは、今は生活用水に使っていくと考えております。特に今、防災型公園で整備しているものについては、トイレを流す水も含めて防災井戸を活用できればと考えております。

○ **みわ智恵美委員** 分かりました。

これは今、どのぐらいの数が、この防災用井戸ポンプ整備というところまで行っているのか、今もし分かったら教えてください。昔からの井戸、まちの中の井戸とは違う、このポンプ整備とあるので、少し数が分かったりするかなと思うのです。

○ **村上都市整備局防災まちづくり推進室長** 細かい数まで分かりませんので、調べて御報告する形にいたします。

○ **みわ智恵美委員** では、お願いします。そのときに、各区にどうなっているのか併せて教えてください。いいですかね、今のは資料でお願いします。

それから、21ページに地域防災力強化に向けた取組というのがあって、この図を見ると何か横浜市による支援のところに活動費用とか、まちづくりの専門家とか、最後というか一番左に市の職員がスーツ着て駆け出しているという絵柄があって、これはどういう意味なのかなと。ちょっとこの地域防災力強化に向けた取組の中で横浜市の職員、どういうことなのですかということをちょっと教えてください。

○ **村上都市整備局防災まちづくり推進室長** この防災まちづくりの横浜市による支援というのは、市の職員というのは私たち防災まちづくり推進室のほうに各地区に担当をつけてやっておりますので、それが伺うということです。そのほかにまちづくりの専門家や活動費の助成制度というのがあるということで、ちょっと絵が走っているような図になっていますが、市の私ども都市整備の職員が支援にプッシュ型で行っているということです。

○ **みわ智恵美委員** 今、地域防災拠点に大体区の職員の方が2名ぐらい配置されていて、顔見知りになるという感じなのですが、そうではなくて、今おっしゃったように都市整備の職員の方がこの防災力強化に向けた取組の援助というか、そういうことがあるということですか。

○ **村上都市整備局防災まちづくり推進室長** 今、こちらの図の左上にまち歩きとか、話し合いとか、それでその右側に防災まちづくりの計画の策定とかと書いてあるマップがありますが、地域に入って地域の方々と、どこが危険な場所なのかとか、どこを改善すればこのまちがよくなるかという取組をして、それをマップに落として実現すると、そういう取組の一環の中でやっているということになります。

○ **みわ智恵美委員** 都市整備局の方がですかとちょっと伺ったのですが、いかがですか。

○ **村上都市整備局防災まちづくり推進室長** そのとおりです。

○ **みわ智恵美委員** なかなか大変なことだなと思って、地域もすごいたくさんあるので、ちょっと具体的にはまた改めて伺いたいと思いますが、富士山噴火のほうをちょっと伺います。

日本全国で111の活火山がありますということで、富士山も休火山から活火山ということで、すごく認識が私自身も大きく変わったのですが、その中で51の火山については監視観測体制が充実しているということですが、51はなっているけれども、それ以外はそういう観測体制はないというのか、この火山監視警報センターで24時間という、これは分かれば教えてください。

○ **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** 今、委員の御理解そのものでございます。国のほ

うで51を常時監視対象としたということで、それ以外については活火山111あるものの、そういう対象にはしていないということ。

- **みわ智恵美委員** それから降灰のことについてなのですが、10センチ前後の降灰について具体的な指針を出す必要があるのではないかなと思ひまして、この3つの段階がここに書いてあります。32ページのところに警戒体制、警戒本部、災害対策本部と書かれていますが、この噴火警戒レベルに伴う本市の対応で、区に警戒体制が取られるのはどのレベルから取られるのでしょうか。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** 市と合わせて区にも同じように警戒体制、警戒本部をつくっていただきます。

- **みわ智恵美委員** つくっていくということなのですね。分かりました。

それで、10センチ前後の降灰についての具体的な、市民はこういう動きをしなければいけないみたいなのは出す必要があるのではないかなと思うのですよ。具体的な対応を求めることが必要ではないかなということと、それから、その後雨が降ったりすると、横浜市、この丘陵地にあるので、土石流というのですか、灰が流れてやってくるとか、そういうことについての何か考察などもされているのか、ちょっと併せて伺いたいのです。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** 51ページを御覧いただくと、これは国の検討状況になりますので、先ほどの御質問に対するやり取りでお答えしたように、横浜市としても併せて検討はしなければいけないものの、今は参考として10センチ程度ということであれば真ん中のステージ2、あるいはステージ3に該当しますので、市民に対してはちょうど真ん中ら辺に黄色く色が塗られていますけれども、自宅等での生活を継続してくださいということと併せて先ほどの健康被害とか、そういったことを注意喚起していくということになるのかと思っております。

- **みわ智恵美委員** 分かりました。

その健康被害のことなのですが、一番最初のところに触れても危険性がないと書いてあるのですが、目に入るとか吸い込むというのは危険性がありますよね。なので、触れても危険性がないということがば一んと書かれているのでいいのかなと。今の言われたステージ2とか3で、自宅等で生活を継続となっていますけれども、外にいて帰ってくるとかもあつたりするので、灰が触れても危険がないとかということがばんと出ているというのは大丈夫なのかなという懸念を思うのですが、どうですか。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** 言い方は気をつけたほうがいいかと思っています、周知の仕方ですね。あくまでも皮膚に触れて、それで炎症を起こすとか、そういったことはまれであつて、そういうことはないというのが知見として国が言われているものになります。

ただ、言われたように、触れ方によっては当然吸い込むとか、目に入るとか、コンタクトをしている方、していない方でもいろいろ状況が違いますので、そういったことも含めて丁寧な注意喚起、分かりやすい注意喚起をすべきだと考えております。

- **みわ智恵美委員** それから、降灰の移動について、原則として土地の所有者または管理者とあります。それで、なかなか土地をお持ちの方でも、自らがこれやるということは大変なことではないかなと思うのですが、原則としてしか書かれていないので、そうでない場合とか、何か援助の仕方があるのか、そういうことは表示される必要があるのではないかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

- **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** あくまでもまだ原則ということで、今後検討が深

まれば、もうちょっと柔軟とか、あるいは今現在視野に入っていないような課題というのにも出てくるかと思いますが、現段階で我々横浜市としては、まず緊急輸送路、物流などを回復するとか、市民生活に大きく影響を及ぼす施設の回復、あるいはその機能の維持というところにやっぱり傾注していくということになります。

例えば御自宅のお庭とか、あとはあるいはもっと被害が大きいのは例えば農家の方とか、やっぱり昔は天地替えということで、いわゆる降った灰と土を入れ替える天地替えをして、何とかそういった生産活動を続けたという歴史も過去あると聞いておりますけれども、そういったことも含めてどういうサポートができるのか、考えていかなければいけないと思っております。

○ **みわ智恵美委員** それはやっぱり国のほうでも、対策的に考えておられるのですかね。

○ **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** もちろん国のほうでも考えております。

先ほど九都県市でも要望出しているということで、そういった一時仮置場とか、一時的な灰の集めることはできても、最終的にそれをどうするのかというのは非常に大きな課題になります。やはり海洋投棄ということになったときの風評被害だとか、実際にはそんなには環境被害はない。要は自然由来なもののなので、廃棄物ではないですから、海底火山でも噴火すればいっぱいいろんなものが出るということからすると、自然に戻すというのは至極自然な考えかもしれませんが、今、国はそこを大きく方針を出していないので、しっかり出してくださいということで引き続き要望していきたいと思っております。

○ **みわ智恵美委員** 一つ最後なのですが、安全に下校とか、それからいろいろ学校との関係のことが書かれています。それで、最終的に学校長の判断で休校にするとか、そんなことが書かれているのですけれども、気象の専門家でない方がそういう判断しているのか。

この間の台風のとくにもそのことで大きな混乱があって、やっぱり市としてきちんと責任を持ってやっていいのではないかなと思うのですが、ここに学校長の判断と書かれていると、ちょっと校長先生づらいなと思われるのではないかなということで、この教育委員会とか、それから保育園なんかのこともあつたりするので、こども青少年局とか、その辺との懇談とか協議とか話し合いとかする必要があるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○ **黒岩防災・危機管理統括本部防災・危機管理推進部長** こちらは今、上のタイトルにあるように横浜市防災計画の抜粋になるので、少し文章としては形式ばった形になっているという印象をお持ちになることは自然かなと思います。

先日のちょっと休校の問題もあったことを踏まえて、今は先ほど少し話題になりました警戒本部体制を立てるとかということについては、气象台とも連携して防災気象情報や時系列情報といって、かなり前から、要は横浜市にどういう気象現象が起こるのかというのを把握できます。そういったときには事前に、气象台の設置する台風説明会というものもあつたりしますので、そういったところに今、委員おっしゃった関係部局集まっていたいて、どうするかということをしかり事前に検討するということ、先日その問題が起こって以降はより緊密にそこをやるようにしております。火山についても同様に、学校長の判断に資するような情報をしかりこちら市長部局のほうから伝達できるように、連携してやっていきたいと思っております。

○ **みわ智恵美委員** 学校運営の責任者は学校長なので、内容について、そこに学校長の判断というのはいいと思うので、やはりこういう降灰なんかについても急に飛んでくるわけではなくて、やっぱりある程度時間

を持ってやっていきますので、やっぱり横浜市全体として皆さんの声を受け止めながら、学校長の判断に資すると言われると、できたのかどうか、どう受け止めるのかといろいろごちゃごちゃすると思うのですよね。やはりだからその辺は安全ということで、子供たちと職員など命を守るという点で、よく話し合いをしていただいて決めていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

- 高橋正治委員長 他に発言もないようですので、事業所管局からの説明聴取についてはこの程度にとどめたいと思います。

また、なお、みわ委員から、先ほど防災井戸についての資料要求があったのですが、ちょっと内容、ちょっと当局としてどういう内容を出すのか確認をしておきたいと思います。

- 村上都市整備局防災まちづくり推進室長 身近なまちの防災施設整備事業補助で、防災井戸のほかには防災倉庫とか、いろんな種類がありますが、その中で防災井戸の関係をピックアップして、資料をまとめて提供します。
- 高橋正治委員長 それでよろしいですか。
- みわ智恵美委員 はい。

◇

◎ 参考人の招致について

- 高橋正治委員長 次に、参考人招致を議題に供します。
本委員会の付議事件に関して有識者を参考人として招致し、御講演いただくことを正副委員長より御提案いたしたいと思います。

お手元の資料を御覧ください。

件名につきましては、富士山噴火への備えについて及び木造密集地域における火災危険と防火対策～地震時の同時多発火災と平常時の密集市街地火災～について。招致の日は、令和8年9月29日火曜日、午後1時30分委員会を開会し、参考人は神奈川県温泉地学研究所、研究課長、萬年一剛氏、また、そのNPO法人日本防火技術者協会、理事長、関澤愛氏、以上2人の招致をいたしたいと考えております。

本件について御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 高橋正治委員長 いいですかね。
特に御発言もないようですので、お諮りいたします。
令和8年9月29日の本委員会において、地方自治法第115条の2第2項、第109条第5項及び横浜市会委員会条例第20条の規定に基づき、先ほど御提案した2名の方々を参考人として招致することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 高橋正治委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。
次に、実施方法についてお諮りいたします。
横浜市会参考人意見聴取要綱に基づき運営するものとし、1人当たり60分程度の御講演をいただき、その後、質疑を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 高橋正治委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

その他、参考人の意見聴取に関し必要な事項につきましては、正副委員長で決定いたしますので御了承願います。

また、参考人の意見聴取を実施する旨を委員長名をもちまして議長宛てに通知いたします。

◇

◎ 閉会宣告

○ 高橋正治委員長 以上で、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後 3 時 25 分

速報版